

環境・自然のページ

南島及び石門における「適正な利用のルール」の見直しについて

東京都と小笠原村では、南島及び石門の適正な利用を図ることを目的として、平成14年度に「適正な利用のルール等に関する協定書」を締結し、平成15年度からルールの運用を開始しました。

ルール設定から20年の節目を迎え、施行開始から現在に至る経緯と現状を踏まえ、「小笠原諸島自然環境保全促進地域の適正な利用のルール等検討協議会」において、個別ルールの見直しについて検討してきました。この検討にあたっては、小笠原村観光協会、小笠原母島観光協会、母島自然ガイド運営協議会など関係団体等に意見照会等を行い、次の改正内容で協議会において合意を得たところです。今後、東京都と小笠原村の間で「適正な利用のルール等に関する協定書」の改定を行います。

【現行の適正な利用のルール(個別ルール)】

名称	南島	母島石門一帯
利用経路(経路図省略)	利用経路以外は立入禁止	利用経路以外は立入禁止
最大利用時間	2時間	設定しない
1日当たりの最大利用者数	100人 (上陸1回当たり15人)	50人 (1回当たり5人)
制限事項	年3か月間の入島禁止期間の設定(当面、11月から翌年1月末日までとする。ただし、年末年始の8日間を除く。詳細な日程は年度毎に定める。)	鍾乳洞は立入禁止
ガイド1人が担当する利用者の人数の上限	15人	5人

【見直し後の個別ルールについて】

《南島》

南島については、様々なモニタリングの結果、現在植生が回復していることが確認されており、その状況に至ったのは、利用経路を定めガイドが案内することと植生回復事業(赤土流失防止、外来種駆除や利用経路への転石設置などのハード事業による相乗効果)によるものです。

そのため個別ルールについては、1日100人の入島制限(すでに運用上は制限なし)、植生回復を目的とした入島禁止期間の設定(利用経路を設定したことにより植生への影響は回避されている)、2時間以内の利用制限(実態としてほとんど超えることはなく、長時間いても利用できる範囲は限定されている)は廃止します。

一方で利用経路の設定、ガイド1人につき15人までの利用者数は継続します。

なお、今後大きな利用増となる要因などが発生したときは、予防的措置として利用にかかる制限を検討します。

また必要なモニタリングや上陸地点等の安全対策などは、都と村とで協議しながら続けていきます。

○利用経路以外立入禁止

ルール継続

○最大利用時間(2時間)

ルール廃止

○1日あたりの最大利用者数(100人)

ルール廃止

○制限事項 年3か月間の入島禁止

ルール廃止

○ガイド1人が担当する利用者の人数の

上限(15人)

ルール継続

《石門》

石門については、利用面及び保全面で大きな課題はないため変更はありません。

●問合せ先
東京都環境局自然環境部緑環境課島しよ
自然環境担当 03-5388-3508
小笠原支庁土木課自然環境担当 2-2167
産業観光課 2-3114